平成２２年（フ）第２９０号
青森県八戸市青葉１丁目11番２号　石鉢住宅Ａ―12
債務者　安田　　潤
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第４１４号
佐賀県佐賀市高木瀬東２丁目５番18号
債務者　加藤健一朗
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１７号
佐賀県神埼市千代田町餘江1415番地５
債務者　宮地　　馨
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１８号
佐賀県神埼市千代田町餘江1415番地５
債務者　宮地キミヨ
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２０号
佐賀県佐賀市大和町大字久池井1790番地10
債務者　石井　映江
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２３号
佐賀県鳥栖市萱方町240番地２
債務者　野中征四郎
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２６号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田1702番地２
債務者　寺岡　幸則
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２７号
佐賀県三養基郡みやき町大字天建寺2228番地　天建寺団地Ｌ―３
債務者　江島　和子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２８号
佐賀県鳥栖市古賀町53番地
債務者　城戸健太郎
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２９号
佐賀県佐賀市本庄町大字鹿子10番地28
債務者　田中　直美
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３２号
佐賀県佐賀市多布施１丁目３番32号
債務者　中溝　憲次
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３５号
神奈川県横須賀市平作２丁目29番２号
債務者　藤沼　佳子（旧姓難波江）
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３２１号
神奈川県横須賀市公郷町６丁目７番地１　横須賀グリーンハイム310
債務者　石毛　美幸
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１０５号
長崎県雲仙市小浜町北木指477番地
債務者　森　　繁樹
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
長崎県南島原市加津佐町乙1280番地１、前住所長崎県南島原市加津佐町乙1368番地
債務者　宮崎　洋人
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１９９号
松江市比津が丘４丁目１番１―806号、前住所松江市奥谷町309番地
債務者　岡本　正夫
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで　松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９６号
山口県下松市古川町４丁目２番13号　コーポ宮田201号室
債務者　藤井　　隆
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２０８号
山口県周南市古川町５番13号　サーパス新南陽第２　504号、住民票上の住所山口県光市木園１丁目14番６号
債務者　兼崎　節代
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで　山口地方裁判所周南支部